

教区会議員選挙条例の一部を改正する条例案

宗会条例第36条及び宗議会議事条規第21条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

理 由

「宗憲」前文において、「この宗門の運営は、何人の専横専断をも許さず、あまねく同朋の公議公論に基づいて行う」と明記されています。その内実化への歩みの中で、2004年、条件付きではありますが、宗議会議員被選挙資格の教師への拡大がなされました。

当時この条例を発議したのは、ほかならぬ与党興法議員団所属の里雄議員でありました。その提案理由として、現総長である里雄議員は「宗門・寺院を荷負う使命と責任、宗門活動・寺院活動を支える意欲が衰退しつつある」という状況認識のもと、「閉塞感を破り宗門の活性化を促すために」、「より多くの宗門構成員が宗門活動、宗政に参画できるよう方途を講ずる必要がある」と述べられております。

さらに、「今後、当然、教区会、組会の組織構成及び選挙制度の見直しと改正にも取り組んでいかなければならない」と語っておられます。

それからすでに十年の歳月が流れました。宗門の危機的状況はさらに深まり、それゆえその打開の道としての、選挙制度の見直しと改正は当時よりさらに急務です。もはやこれ以上の停滞は許されません。

おりしも今常会に仙台教区から、教区会議員選挙における選挙資格・被選挙資格を教師に拡大することを求める請願が出されました。震災以降復興に関わっている若手教師が、今後の復興に向けた議論の機会と場を求めての訴えです。主体的に教区に関わろうとする意欲ある人こそが今の教団に最も求められているにもかかわらず、一方で現行の制度はその人たちの参加を拒んでいます。私たち立法府にいる人間こそが、誰よりもこの請願を重く受け止めるべきだと考えます。

教区・組に多くの課題が山積していることは承知していますが、まず選挙制度改革を突破口とし、教団運営の基本理念である「同朋公議」の実質化と、閉塞状況を打破する宗門の活性化を願って、標記議案を提案いたします。

教区会議員選挙条例の一部を改正する条例案

教区会議員選挙条例（一九八六年条例公示第八号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（選挙資格）

第二条 教師は選挙資格を有する。

（被選挙資格）

第三条 年齢二十五歳以上の教師は、被選挙資格を有する。

附 則

1 この条例は、二〇一四年七月一日から施行する。

2 この条例施行の際、現に教区会議員である者は、この条例によってその資格を得た者とみなす。

宗議会議員選挙条例の一部を改正する条例案
並びに 宗会条例の一部を改正する条例案

宗会条例第36条及び宗議会議事条規第21条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

理 由

2004年、先輩諸兄のご尽力により、宗議会議員選挙における被選挙権が有教師全体に開かれました。しかしそれは無条件なものではなく、「自ら所属する寺院又は教会の住職又は教会主管者、若しくはそれらの代務者の同意を得た教師」という、「住職の同意」という条件が付されました。

その「住職の同意権」をめぐる、それ以降現在に至るまで賛否両論の議論がなされています。

賛成の立場の趣旨は、以下の当局答弁に代表されるものです。すなわち「現行の宗門の諸制度においては、寺院が宗門の重要な構成単位として、あらゆる活動の中心的基盤となっていることから、住職には様々な責任と権限が付与されています。このような宗門の現状を踏まえ、「住職の同意を得た教師」という被選挙権の現行規定が定められて」いるというものです。

それに対して、「住職の同意権」に反対する立場の意見は、概ね以下のことです。総長の補任した教師は、宗門を荷負せんとする者であり、その点において、住職であるか否かを超えて全く平等であり、その基本的権利である選挙・被選挙権において平等でなければならない。しかるに「住職の同意権」は宗憲前文に「この宗門の運営は、何人の専横専断をも許さず、基づいて行う」と謳われた「同朋の公議公論」に反するものである、というものです。

このどちらにも理があるように見えて、しかし交わることのない、相反する意見の拠って立つ根拠とは何でしょうか。

もし教団が、寺院の存続保持のみを目的とする同業者の連合体であり、その責任者であり既得権者である住職の立場と権益を維持しようとするものであるなら、「住職の同意権」は至極当然な権利でしょう。

しかし教団が、教法のもとに全く平等な同朋の公議公論によって同朋社会の顕現をその存在意義とする集まりであるなら、「住職の同意権」はその精神の根幹を侵害するものとなるでしょう。

すなわち「住職の同意権」に対する賛否の問題は、被選挙権にまつわる些末な問題では決してなく、教団をいかに捉えるかという重大な問題であります。したがって、それに対する賛否の選択は、私たち一人ひとりが如何なる教団を願い選び取るかの選択にほかなりません。

教団そして寺院の現状を見ると、その二つの相反する教団観は常に共存しています。その限り教団・寺は矛盾的存在であることを免れません。その困難の中にありその矛盾を直視

して、だからこそ如何なる教団を願い選ぶのか。その選択と決断こそが、同朋会運動の初志であり、幾多の困難を乗り越えて獲得された宗憲の精神であろうと思います。

この常会において追悼会がなされた大澤議員は、その議員生命を選挙制度の改革にかけ、その最後に至るまで「住職の同意権」の撤廃にこだわり続けました。その奥底には教団再生への深く熱い願いが流れていることを先輩諸氏から教えられました。その願いを同じくし引き継がんとする同朋と共に、25歳以上の有教師に等しく被選挙権を付与すべく標記二件の提案をさせていただきました。

宗議会議員選挙条例の一部を改正する条例案

宗議会議員選挙条例（一九九一年条例公示第四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（被選挙資格）

第二条 選挙権を有する教師であつて、満二十五歳以上の者は、被選挙資格を有する。

第二条の二を削る。

第二条の三を削る。

第三十七条中第三項を削り、第四項を第三項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第三十七条第四項ただし書を削る。

第三十七条の二を削る。

第四十条第三項ただし書中「若しくは第三十七条の二ただし書により候補者の資格を失つた場合」を削る。

附 則

1 この条例は、二〇一四年七月一日から施行する。

2 この条例施行の際、現に宗議会議員である者は、この条例によつてその資格を得た者とみなす。

寺院教会条例の一部を改正する条例案

宗会条例第36条及び宗議会議事条規第21条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

理 由

私たちの宗門は、「男女両性でかたちづくる教団」をめざして歩んでいますが、この問題が端的に現れているのが寺院(教会)における住職(教会主管者)と坊守の問題です。真宗の寺院が、その教えに基づいて男女老少をえらばない念仏の道場であるためには、男女老少に優劣を論ずる世間のあり方から簡ぶことが必要です。そのもっとも具体的なことのひとつが、坊守になるのはどういう人なのかということです。

現在は、坊守は住職の配偶者という位置づけになっています。これは歴史的に見ても、大方の寺院において最も寺院の維持や継承について有効なあり方だったからだと思います。けれども、すべての寺院がそのような形をとることができるわけではありません。住職が婚姻関係を結ぶことが困難な状況の中で寺院を維持していかなければならないところもあります。あるいは、婚姻関係を望んでいないということもあるでしょう。そのようなあり方の寺院は、本来的ではないということになるのでしょうか。現行の寺院教会条例では、あたかも、本来ではないけれどもしかたがないかのような記述になっていて、これは婚姻関係にない住職・寺族が寺院を担っていくことへの、いわれのない蔑視を助長するものになっていると考えられます。

したがって、坊守は住職との婚姻関係を絶対的な必要条件とせず、住職と婚姻関係にあるものも、あるいは婚姻関係にはないものも、住職とともに寺院の運営にあたるものをもってそれに当たるものとし、僧侶または帰敬式を受けたものであって、その寺院の総意によって選ばれたものとするべきです。

このことについては、「宗祖が結婚していて、そのことが真宗寺院の原点だ」と論じるむきがありますが、宗祖の聖教にそのような教えが示されているわけでもなく、また、宗祖当時の「結婚」のあり方は近代以降の家父長制のもとの婚姻制度と同列に論ずることができないことです。このことからすれば、「結婚している夫婦」をもって真宗寺院住職坊守の模範的な形とするのは、かえって宗祖が願い、そして自ら歩んだ生き方から外れていくことになるでしょう。

結婚していてもよく、結婚していなくてもよく、いずれの生き方にも優劣はないことを宗門の制度の上で具現していることが、「同朋社会の顕現」の端的なことだと思量するものです。

寺院教会条例の一部を改正する条例案

寺院教会条例（一九九一年条例公示第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

（定義）

第二十条 寺院、教会に坊守を置くものとする。

2 坊守は、寺院、教会に所属する僧侶又は帰敬式を受けた門徒で、住職、総代とともに願い出た者が就任する。

第二十二條を次のように改める。

（任務）

第二十二條 坊守は、教法を聞信し、門徒との交流を緊密にして、寺院又は教会の興隆発展に努めなければならない。

附 則

この条例は、二〇一四年七月一日から施行する。